

ねくさす通信

Vol.1



【発行】令和2年7月20日

地域活動ホーム ガッツ・びーと西

横浜障がい相談システム ねくさす

【問い合わせ】

〒220-0051 横浜市西区中央 1-18-22-103

TEL045-594-7681 FAX045-594-7682

2014年3月「ねくさす」は動き出しました。それから7年目へ。

横浜障がい相談システムねくさすは①基幹相談（6人）②自立生活アシスタント（2人）③後見的支援（4人）④計画相談（3人）の4つの事業に取り組んでいます。各事業をしっかりとやるのは当然ですが。それだけではだめじゃないかと思う訳です。どこもかしこも縦割り・自分の事業だけやってれば。そんな風潮があります。また、事業の物足りなさを感じるものもあります。ここから一歩踏み出し合わないと「地域支援」が見えてきません。事業の改革含めこの重なり合いをどう作っていくか。そんなことを考えつつ相談拠点を開設しました。どんな障がい地域支援等が検討できるのか。そんなことを考えながらこの6年やってきました。内側でチームワークがとれなければ外に向かって「連携」などと言えません。このバランスをどうとるか。これが一人ひとりの相談者にかかってくるわけです。ねくさすはどう動いているのか。これを捕まえながら、例えば「地域活動ホームガッツ・びーと西」や「エヌ・クラブ」を見る。そうすると出来る事・出来ない事・やりたいこと・やれないこと。様々な企画や現状確認が産まれてくるのではないのでしょうか。

また西区は面白い。面白くしよう。そんなふうに思いながらずっと仕事をやってきました。最近の言葉でいえば「地域共生社会」を皆でどう創っていくか。本気になって考えるとあれも・これもと考え付くわけです。住民の方々の「ニーズ」「求めているもの」を追いかけ、キャッチできると小さな「連携」が確実に生まれるなあ！というのが実感。新しい「地域創り」は、色々な人たちに求められています。障がい者もしかり。障がい当事者が地域で出来る事ってあんがいあります。オーバーに言うとも「生きている」そのことだけでもたいしたもんだと思うわけです。（これは最近の自身の実感・生きるのが大事な仕事と）。

これからまた7年に向かって歩むわけです。西区の中で自由に連携し合い、意見を出し合い「面白い西区」「仲がいい西区」「住みたい西区」を障がい・障がいのある人から「エンパワー」いただきながらやっていけるといいなと思っています。

今後とも「ねくさす」をよろしくお願ひします。コロナであまりにも窮屈にならないように。心と体をお大事に。

<一応 ねくさす所長の渡辺 幹夫>

『横浜障がい相談システム ねくさす』 職員紹介

所長・副所長



基幹相談



計画相談



自立生活アシスタント



後見的支援・事務



2020年5月～

『ねくさす地域生活支援室』スタート

基幹相談支援センター 森 博宣

ねくさすでは、ワンルームマンションを一室借り上げ、たとえ障害があろうとも、親亡き後でも、親健在であっても、身近な地域で暮らし続けることが出来るよう、『体験の機会の提供』の事業をスタートさせました。

そもそも、現在の福祉は2013年4月1日から施行されている『障害者総合支援法』に則し、様々な制度や施策が運用されています。その趣旨は『地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援すること』です。つまり『地域共生社会の実現』を目指す法が根拠となって、現行の福祉制度は運用されているということがいえます。

この法を根拠に、地域で『地域共生社会の実現』を具体化できるよう、『地域生活支援拠点』の整備が、各市町村・圏域で求められ、ここ西区においても2020年4月から本格整備がなされたわけです。

しかし、特に重度障害のある方、知的障害の方において、『地域共生社会』つまり地域で共に生きるということは実際にはまだまだ難しいと言わざるを得ない現実があるようです。以下のデータをご参照ください。

	療育手帳所持者 (65歳未満)	身体障害手帳 (65歳未満)	精神障害手帳 (65歳未満)	療育手帳所持者 (65歳以上)
親と同居	92.0%	48.6%	67.8%	10.2%
夫婦と同居	4.3%	52.1%	27.1%	62.5%
一人暮らし	3.0%	12.2%	18.6%	17.3%
グループホーム等	14.9%	2.4%	4.4%	15.0%

※2016年内閣府発行『障害者白書』から抜粋

ここから、65歳未満の知的障害（療育手帳所持者）の方は、『実家で親と暮らす』『グループホーム等の施設で暮らす』方が大多数で、『一人暮らし』『夫婦と同居』という選択肢は圧倒的に少ないということが見てとれます。しかし、前述の『障害者総合支援法』では、障害のある方が、より現実的に、地域で暮らすことが出来るよう『重度訪問介護』の利用対象を拡大し、知的障害の方にも適用できるようになりました。つまり、たとえ重度知的障害があっても、いわゆる一般的な『一人暮らし』は難しかったとしても、『重度訪問介護』等の制度を使った『サービス付きの一人暮らし』は法律上、**選択肢となり得ます**。それらを利用することで、より『地域で共に生きる』知的障害の方のケースが増えることは間違いないように思います。

さらに、65歳未満の療育手帳所持者のデータと65歳以上の療育手帳所持者のデータの比較から、親御様が亡くなった後、必要に迫られて、『一人暮らし』という選択をされる方が増えるということが推察されます。しかし、裏を返すと、それは本来的にはもっと若いうちから、親と同居し続けていなくとも、一人暮らし、または結婚して夫婦での地域生活が出来ていた可能性があったということでしょう。つまり、体験の機会がないことで必要に迫られるまで、そうした選択がし辛いということが言えるのではないのでしょうか。ここに、地域に体験の支援メニューを整備することの意味を思います。そのメニューがあることで、親御様も障害のある方も若いうちから、積極的、計画的に、意思決定支援に基づいた地域共生の実際をコーディネートすることが出来る可能性がある。そのメニューがあることで、**グループホーム等の施設ではない『一人暮らし』『サービス付きの一人暮らし』もしくは『夫婦生活』という選択肢が当たり前にある地域に出来る可能性がある**。それは正しく『地域共生社会の実現』のための具体的な取り組み、道半ばと言えるのではないのでしょうか。

そうした地域の具体的な体験のメニューとして、ワンルームマンションの一室『ねくさす地域生活支援室』オープン。たかが一室、されど一室。事業の詳細は『ねくさす』まで、お気軽にお問い合わせください。

編集後記：これから広報誌を通して皆様にねくさすの事をお伝えしていきます。宜しくお願い致します。